

指定給水装置工事事業者指定申請書の記入について

水道法に基づいて播磨町に指定給水装置工事事業者の指定を申請しようとする工事店は、下記事項を確認のうえ申請手続きを行って下さい。

記

【申請書類】

次の必要書類を記入のうえ提出して下さい。

指定給水装置工事事業者指定申請書	様式第1（施行規則第18条関係）
機械器具調書	別表（施行規則第18条関係）
給水装置工事主任技術者選任届出書	様式第3（施行規則第22条関係） 主任技術者免状等のコピーを添付

〔記入上の注意〕

- ・申請者 法人名等記入して下さい。印は法人においては社印及び代表者印を押印して下さい。個人店においては屋号を記入して下さい。
- ・役員 登記事項証明書に記載された役員名を記入して下さい。個人店においては、参考のため専従者を記入して下さい。
- ・事業の範囲 法人においては、定款等に定める事業を記入して下さい。給水装置工事を行う者であることを確認します。
- ・給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称 給水区域とは播磨町内を指しますが、事業所（店舗）の所在地は町内町外を問いません。また、事業所とは給水装置工事の拠点となる場所を指します。単なる作業員の休憩所は事業所ではありません。

【添付書類】

法人と個人では次のとおり異なります。（申請書類と一緒に提出して下さい。）

〔法人の場合〕

誓約書	様式第2（施行規則第18条関係）
定款（又は寄付行為）及び登記事項証明書を各1通	

〔個人の場合〕

誓約書	様式第2（施行規則第18条関係）
住民票の写し又は外国人登録証明書の写しを1通	

【審査の通知及び手数料他】

申請書類を審査した結果、適法と認められた場合には「指定給水装置工事事業者指定通知連絡」を行います。交付日等は予め連絡しますので、決められた日時に来庁して下さい。

交付日には、条例等工事関係の説明（概ね30分）を行います。

申請手数料として1万円が必要です。「播磨町水道事業指定給水装置工事事業者証」と引換えになりますので、手数料と印鑑を当日持参して下さい。

指定後、給水装置工事申込申請を行う場合には、播磨町水道グループ給水担当と必ず事前に打合せを行って下さい。

水道法第25条の7に該当する事由が発生した場合には、変更の届出等を行って下さい。

【問合わせ先】

播磨町役場 水道グループ 給水担当

電話 079 - 435 - 2379 【直通】

079 - 435 - 0355 【代表】

指定給水装置工事事業者指定申請書

年 月 日

播磨町長 殿

日付は必ず記入する

印は社印、代表者印を押印して下さい。

申請者 氏名又は名称 株式会社 播磨清水 工業 印
 住 所 加古郡播磨町東本荘
 代表者氏名 代表取締役 水道太郎
 ☎675-0182 TEL 079-435-2379

水道法第 16 条の 2 第 1 項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第 25 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 <small>スイドウ タロウ</small> 水道 太郎	
取締役 <small>ミスノ ハナコ</small> 水野 花子	
監査役 <small>カコクン サブロウ</small> 加古郡 三郎	
<p>登記事項証明書に記載された全役員名を記入してください。</p>	
事業の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・土木工事業 ・管工事業 ・鋼構造物工事業 ・舗装工事業 ・給配水工事業 ・石工事業 ・塗装工事業 ・鳶工事 ・給排水工事 ・産業廃棄物処理業 ・微生物処理による消臭及び汚水浄化処理に関する業務 <p>定款に記載された目的の部分全てを記入して下さい。</p>
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(記入例)

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 播磨清水 工業 播磨営業所
上記事業所の所在地	加古郡播磨町西本荘
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
兵庫 一郎 播磨 次郎	第 号 第 号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

当該給水区域とは播磨町内を指すが、事業所の所在地は他市町であってもよい。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第 25 条の 3 第 1 項第 3 号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

日付は必ず記入する

年 月 日

申請者 氏名又は名称	株式会社 播磨清水 工業	印
住 所	加古郡播磨町東本荘	
代表者氏名	代表取締役 水道太郎	

播磨町長 殿

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

播磨町 殿

日付は必ず記入する

年 月 日

(届出者)

株式会社 播磨清水 工業 印

住 所 加古郡播磨町東本荘

氏 名 代表取締役 水道太郎

電 話 079 - 435 - 2379

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の **選任** の
 届出をします。

給水区域で給水装置工事の事業 を行う事業所の名称	播磨清水 工業	
上記事業所で選任・解任する 給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者 免状の交付番号	選任・解任の年月日
兵庫 一郎 播磨 次郎	第 号 第 号	平成 年 月 日 平成 年 月 日

機 械 器 具 調 書

平成 年 月 日現在

種 別	名 称	形式、性能	数量	備 考
管切断用器具	高速切断機(カッター)	ブレード径 300 mm	2 台	エンジン式
	グラインダー	ブレード径 100 mm	3 台	電動式
	パイプソー	口径 200 mm	1 台	電動式
	パイプカッター	30 mm以下	3 基	ハンド式
	パイプカッター	50 mm以下	1 基	ハンド式
管加工用器具	ネジ切り加工機	50A 以下	1 基	手切
	ネジ切り加工機	1/2B ~ 1B(パイプマシ)	1 基	電動式
	ネジ切り加工機	1/2B ~ 2(パイプマシ)	1 基	電動式
	面取器(クリマー)	30 mm以下, 50 mm以下	各 2 基	
	トーチランプ	ボンベ式	2 基	
	銅管接合器		1 基	熱間用
	窄孔機(電動式)	13 ~ 50 mm径	1 台	コア挿入器含む
管接合用機器	パイプレンチ		1 式	
	ジェット式レンチ		1 式	
	インパクト式レンチ		1 台	電動式
	スパナレンチ		1 式	
	ウォーターポンプフライヤー		5 基	
	給水栓用フライヤー		1 台	
水圧テストポンプ	テストポンプ(手動)	製, 5.0MPa	1 台	
	テストポンプ(電動)	製, 5.0MPa	1 台	
工事用機械 他	コンクリート取壊し機	コンクリートブレーカー	1 台	
	コンクリート切断機	コンクリートカッター	1 台	ブレード径 200 mm
	転圧機	ランマー・プレート	各 1 台	
	ダンプトラック	2 t 級、4 t 級	各 2 台	騒音対策型
	油圧小型バックホウ	m3 級	1 台	
	配管車	ワンボックスカー	2 台	

（注）種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。